

議員全員協議会会議録

令和4年3月14日

宮 古 市 議 会

令和4年3月宮古市議会 議員全員協議会会議録目次

(3月14日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
説明事項(1)	3
協議事項(1)	7
協議事項(2)	8
協議事項(3)	12
閉 会	14

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時

令和4年3月14日（月曜日） 午後2時05分

場 所

市議会 議場

○

事 件

〔説明事項〕

（１）中期財政見通しについて

〔協議事項〕

（１）市議会関係例規の改正について

（２）ロシアのウクライナ軍事侵略を非難し即時撤退を強く求める決議について

（３）政務活動費に関する課題の整理について

出席議員（21名）

1番	白	石	雅	一	君	2番	木	村		誠	君
3番	西	村	昭	二	君	4番	畠	山		茂	君
5番	小	島	直	也	君	6番	鳥	居		晋	君
8番	佐々	木	清	明	君	9番	橋	本	久	夫	君
10番	伊	藤		清	君	11番	佐々	木	重	勝	君
12番	高	橋	秀	正	君	13番	坂	本	悦	夫	君
14番	竹	花	邦	彦	君	15番	長	門	孝	則	君
16番	落	合	久	三	君	17番	松	本	尚	美	君
18番	加	藤	俊	郎	君	19番	藤	原	光	昭	君
20番	田	中		尚	君	21番	工	藤	小	百	合
22番	古	舘	章	秀	君						

欠席議員（0名）

なし

説明のための出席者

説明事項（1）

総務部長	若江清隆君	財政課長	箱石剛君
財政係長	山本恭彦君		

議会事務局出席者

事務局長	下島野悟	次長	前川克寿
主	任	佐々木健太	

開 会

午後2時05分 開会

- 議長（古舘章秀君） ただいまから議員全員協議会を開会します。ただいままでの出席は21名でございます。
会議は成立しております。本日の案件は説明事項1件、協議事項3件となります。

○

説明事項（１） 中期財政見通しについて

- 議長（古舘章秀君） それでは説明事項の１、中期財政見通しについて説明願います。若江総務部長。
- 総務部長（若江清隆君） それでは、中期財政見通しにつきましてご説明をいたします。この中期財政見通しは、現時点における今後10年間の見通しを作成したものでございます。内容につきましては、財政課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。
- 議長（古舘章秀君） 箱石財政課長。
- 財政課長（箱石剛君） ただいま総務部長からご説明をいたしましたとおり、この中期財政見通しは、現時点におけます一般会計と墓地事業会計を合わせた普通会計の今後10年間の見通しを作成したものでございます。
- 議長（古舘章秀君） 着座で説明してください。
- 財政課長（箱石剛君） はい、失礼いたします。資料は、中期財政見通しについてと表紙がついたA3片袖折りの資料と、補足資料といたしましてA4両面刷りの資料の二つをお配りしております。A3片袖折りの資料を用いて説明いたしますが、A4資料もあわせてご覧いただければと思います。それでは、中期財政見通しについてと書かれた表紙をめくっていただき、2ページをご覧ください。まず表の見方でございますが、上段が歳入、下段が歳出で、表の左側から歳入歳出の項目、令和2年度の決算額、令和3年度の3月補正の内容を含めた決算見込み、令和4年度については、当初予算案の額を基本とし、令和3年度からの繰越し事業及び繰越金はないものとして算定しております。その右側が令和5年度から令和14年度までの10年間の見通しとなっております。3ページ目は、主要な基金と地方債の残高を記載しております。それでは歳入からご説明いたしますので、2ページをご覧ください。補足資料は1ページ目になります。はじめに地方税でございます。地方税のうち、個人市民税の均等割及び所得割につきましては、人口減少等を考慮し緩やかに減少するものと推計しております。また、国の方針に基づき実施しております東日本大震災からの復興財源を確保するための臨時措置が、令和5年度で終了する分の減額を見込んでおります。法人市民税のうち均等割につきましては、令和5年度以降道路交通網の整備等、社会状況の変化による事業所数の減少による減額を見込んでいることから、市民税は緩やかな減額を見込んでおります。固定資産税のうち、土地及び家屋は令和5年度以降緩やかな増加を見込んでおります。償却資産及び国有施設等所在市町村交付金は、減価償却等により毎年度2％程度の減額を見込んでいることから、固定資産税全体として緩やかな減少と見込んでおります。軽自動車税は軽4輪等の排出ガス性能及び燃費性能のすぐれた車両に対する軽減措置が令和5年度で終了する分の増額を見込んでおります。たばこ税は、人口減少等を考慮し緩やかに減少するものと見込んでおります。入湯税につきましては、令和4年度以降同額と見込んでおります。結果といたしまして、地方税全体として緩やかな減少と見込んでおります。地方譲与税等には地方譲与税のほかに利子割交付金など各種交付金を含んでおります。地方譲与税のうち森林環境譲与税につきましては、令和6年度まで段階的に増額を見込み、そのほかの譲与税につきましては、令和4年度以降同額と見込んでおります。そのほかの交付金は、令和4年度以降同額と見込んでおります。次に地方交付税です。補足資料は2ページになります。地方交付税のうち普通交付税につきましては、基準財政

収入額は人口減少による市税等が減少することを考慮するほか、森林環境譲与税の増額を見込んでおります。基準財政需要額は、地方債の償還計画に基づく公債費の増額を見込んでおります。特別交付税につきましては、令和4年度以降同額と見込んでおります。国庫支出金及び県支出金のうち、投資的経費充充分につきましては、総合計画をもとに算定しております。扶助費充充分につきましては、0.3%の伸びを見込んでおります。そのほかにつきましては、総合計画をもとに算定したほか、各種選挙執行委託費や国勢調査等の臨時的経費を見込んでおります。繰入金は、高齢化対策基金地域創造基金等の繰入れを見込んだほか、ふるさと寄附金を財源とした市勢振興基金の繰入れを見込んでおります。令和4年度以降も引き続き復興基金及び教育支援基金の繰入れを見込んでおります。また、各年度におけます財源不足額を財政調整基金及び市債管理基金で調整しております。地方債につきましては、総合計画をもとに算定しております。臨時財政対策債は、令和5年度以降も継続するものとして算定しています。そのほかの収入には、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、諸収入を含んでおります。分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入につきましては、令和4年度以降同額と見込んでおります。寄附金につきましては、ふるさと納税分として令和4年度以降同額を見込んでおります。諸収入につきましては、災害援護資金貸付金の償還金の収入を見込むほか、そのほかは令和4年度以降同額と見込んでおります。次に歳出についてご説明いたします。補足資料は3ページ目になります。義務的経費のうち、人件費につきましては人事担当課の計画に基づき一定の減額を見込み算定しております。扶助費につきましては、高齢化の進行や社会福祉サービスの拡大などを考慮し、毎年度0.3%の伸びを見込んでおります。公債費の算定に当たりましては、今後発行予定分について、現在の利率の状況を勘案し、令和4年度までの借入れ利率を0.5%で、令和5年度から令和7年度までの借入れ利率を0.8%で、令和8年度以降の借入れ利率を1.0%で試算しております。公債費につきましては令和8年度が償還のピークと見込んでおります。普通建設事業につきましては、総合計画をもとに算定しております。なお、令和5年度以降の災害復旧費は見込んでおりません。繰出金につきましては、令和4年度以降同額と見込んでおります。そのほかの経費には、物件費、維持補修費、補助費と積立金投資出資貸付金を含んでいます。その他経費のうち物件費につきましては、人口減少や公共施設の再配置等による経費節減分を見込むとともに、各選挙費用や国勢調査、固定資産税の評価替え等の臨時的経費を計上しております。維持補修費には予備費3,000万円も含めていますが、公共施設の復旧復興や老朽化等を考慮し、一定の増額を見込んでおります。補助費等につきましては、臨時的経費を除き、0.5%の減額を見込むとともに、広域行政組合負担金の増減を加えた額を計上しております。積立金のうち市債管理基金積立金につきましては、起債償還に充てる漁港整備事業及び下水道整備事業に係る県補助金を基金に積み立てるもので、令和5年度以降3,000万円を計上しております。投資出資貸付金につきましては、令和4年度以降同額と見込んでおります。次に、A3資料の3ページ目をご覧ください。補足資料は4ページになります。基金残高は、各年度における財源不足の調整により財政調整基金及び市債管理基金が減少するものの、令和14年度の両基金の合計残高として、約39億円を確保できる見込みとなっております。地方債の残高は、令和2年度をピークに減少する見込みとなっております。以上が中期財政見通しとなりますが、人口減少や高齢化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症など宮古市の財政に及ぼす様々な課題等があることから、今後における財政の見通しに留意するとともに、将来を見据えた行財政運営に努めていく必要があると考えております。以上で説明を終わります。

○議長（古舘章秀君） 説明が終わりました。この件について何か質問あれば挙手願います。佐々木重勝君。

○11番（佐々木重勝君） 補足資料の1ページについて教えてください。地方譲与税の関係ですが、森林環境

譲与税は、令和6年度まで段階的に増額を見込み、その他云々とあるんですが、つまり6年度で高止まりしたまま推移するんですか。この背景を教えてください。

○議長（古舘章秀君） 箱石財政課長。

○財政課長（箱石剛君） 国の森林環境譲与税のもととなる森林環境税は、令和6年度からの課税ということで、今現在はそれに前倒しという形で、まだ税収はありませんけれども、その一部を前倒しで譲与税としていただいているということで、本来は令和6年度以降が本来の森林環境譲与税の譲与が始まる時期なんですけど、国は先行して譲与しているということなので、本来の税収にあった譲与税の額というのが令和6年度以降の額ということになりますので、6年度以降が高止まりといいますか、正規の金額になるものと考えております。

○議長（古舘章秀君） 佐々木重勝君。

○11番（佐々木重勝君） もう一つ教えてください。6年度までということで、つまり6年度から国民からいただいて、今先行で譲与税としてお支払いしていたのを償還しながら地方に交付するんですよね。そうなりますと、もっと高く今借りて地方に払う交付していた分を償還すると、そののちは満額地方に交付になるのかなあという認識でいたんですが、その辺はどうですか。

○議長（古舘章秀君） 箱石財政課長。

○財政課長（箱石剛君） 当初国のほうで、森林環境税、森林環境譲与税が発表された段階では、6年度から課税にはなるので、今、議員のおっしゃったとおり、前倒しで譲与した分については、6年度以降に段階的にその分も、償還していくということになりますので、実際に6年度の課税分全てが譲与税に回るのは、さらに先という見通しで国は当初予定しておりました。ただ、それを国のほうでは別の財源を使うことによって、6年度からは満額譲与税に回せるように、前倒しで譲与した分については、別の財源を充てて6年度以降の森林環境税を充てる必要がないように手当てをしているということなので、6年度からは満額譲与税に回るということになります。

○議長（古舘章秀君） 松本尚美君。

○17番（松本尚美君） 説明の中で歳入の市民税含めて固定資産税、償却資産税も含んでいるんですが、事業者数の減少ということを見込んでるってことですね。これは歳出で見れば普通建設事業費が、大幅に減になるわけですが、この事業者数の減少というのはもうこれは建設業という分析ですか。

○議長（古舘章秀君） 箱石財政課長。

○財政課長（箱石剛君） お答えします。事業所数の減少と言っているのは、法人市民税の部分でのご説明になりますので、職種につきましては、建設業に限らずいわゆる法人、市民税の課税される事業所の減少が、その復興需要等、あとは、これは税務課のほうの分析でもあるんですが、道路整備が進んだ関係で、内陸部と約1時間に結ばれたということの一つの影響として利便性も高まったんですが、わざわざ宮古市にその事業所を置かなくても、いわゆる通勤であつたりとか、そういう現場だつたりとかっていうのも可能になるということで、そういうものの事業所数の減少というのも見込んでいるということでございます。

○議長（古舘章秀君） 松本尚美君。

○17番（松本尚美君） 今課長が分析したのもあるでしょうけれども、これを今の中期財政見通しを見る限りね、限りだよ。これ普通建設事業費が、もうこれはもう半分以上になるわけですね。当然建設業界に対する影響というのは非常に大きいものですね。ですから、もう間違いなく建設業を中心にこれは廃業なり、倒産なり増えるという分析が、やはり私はどうしても中にポイントとして出てくるんじゃないのかな。それをなぜこ

う避けるのかなという思いもあるんだけど、建設業だけではないよっていう話だけでも。あと総合計画に基づいて、これシュミレーションしているということですけども、この総合計画そのものが上ぶれとかですね、そういったものが建設事業費に与える影響というのは、もう考えられないっていうことでしょうか。

○議長（古舘章秀君） 箱石財政課長。

○財政課長（箱石剛君） 法人市民税のところの事業者数の減少というのと、あと普通建設事業費の事業費については特段連動させているつもりはございませんで、法人市民税のところ、収入の部分、歳入の部分としての整理でございます。普通建設事業費につきましては、令和2年度、令和3年度、これまでは復興事業等ありまして、あとは災害復旧これにもありますけれども、そういったもので増加していたものでございます。4年度以降復興事業も落ちついて、あとは災害復旧もなくなって、ある程度その震災前の規模に落ちついてくるといふ分析をしているところでございます。あとは、人口減少等による、そういった収入の減少、そういったものを見据えていきますと、このぐらいの普通建設事業費ってところで推移するというのが、この宮古市の財政規模からいくと適正な規模なのかなと考えております。

○議長（古舘章秀君） ほかにございませんか。落合久三君。

○16番（落合久三君） すいません。今のところの関連で、令和4年以降、災害復旧はゼロで見ていると。ここに台風が来て復旧事業が増えれば、歳入の国庫支出金も連動して増えるっていう関係だと思うので、どちらも減るっていうのはその意味ではそうなのだと思うんですが、そうであれば、今言ったこの地方税のほう、法人市民税、これはさっきの説明のとおりかな。ちょっとそこの市税も確保っていう点で、そうは言ってもあんまり2ページ見た限りでは、そんなに極端には変わらないなっていうふうに見えるんですが、歳入はね。この関係はどうなんでしょうか。

○議長（古舘章秀君） 箱石財政課長。

○財政課長（箱石剛君） すみません、変わらないというのは、どこの数字があまり変わらないということでしょうか。地方税につきましては説明でも申したとおり、緩やかな減少は見込んでいるところです。また、特に法人市民税、法人税の関係でいきますと、毎年地方税制なり、国税もそうですが税制改正等ございます。そういったものもありますので、これ毎年中期財政見通しというのは、今回作って、それで10年間そのままというわけでもございません。去年もこの時期にご説明しておりますので、毎年これは見直しをしながらお示ししていく。現時点でこれから10年こういう見通しですということを、現時点での見通しを皆様にお示ししているということです、そうご理解いただければと思います。

○議長（古舘章秀君） 落合久三君。

○16番（落合久三君） 適切じゃなかったと思います。先ほどの課長の説明で、事業者数が減少することによって減額を見込んでいる。税務課のサイドでも、先ほど言ったような理由でそう見ているというふうの説明したんで、逆に言うと、社会状況の変化による事業者数の減少、ここあえて文言にしているんですが、どのぐらいの減少を予測してますか。そういうのはわかりますか。

○議長（古舘章秀君） 箱石財政課長。

○財政課長（箱石剛君） 実際そういう例えば事業者数の数であるとか、そういったものになってきますと、それこそ本当に税の分析になってくるものだと思います。これはあくまでも、今後の増えていくのか、減っていくのか。そういった傾向をあらわしたものという理解をしていただければよろしいかと思います。

○議長（古舘章秀君） ほかにございませんか。なければこの件はこれで終わります。説明員は退席願います。

ご苦労さまでした。

- 議会事務局長（下島野悟君） 次の協議事項に入る前にご連絡いたします。議会運営委員会の皆様は説明員側の席へご移動をお願いいたします。席は向かって右側、教育長等が座る席のほうをご利用ください。

○

協議事項（１）市議会関係例規の改正について

- 議長（古舘章秀君） それでは次に協議事項の１、市議会関係例規の改正について説明願います。橋本議会運営委員会委員長。

- 議会運営委員会委員長（橋本久夫君） それでは市議会関係例規の改正についてご説明をしたいと思います。最初に、皆様のお手元に届いているかと思いますが、宮古市議会委員会条例の一部を改正する条例についてでございます。このことにつきましては、来年度から市の部局が大幅に変わることがありまして、新たにエネルギーと環境部が設けられることになりました。それにつきまして、議会として他所管の委員会がどこを担当するかということで協議をいただきましたところ、皆様のお手元の資料にありますように、改正後、（１）総務常任委員会８人中に、総務部、企画部、ここにエネルギー・環境部を加えるということで、改正するものでございますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（古舘章秀君） 説明が終わりました。この件について何か質問あれば、なければこの件はこれで終わります。次に、宮古市議会議員政治倫理条例施行令規則の一部改正についてを説明願います。橋本議会運営委員会委員長。

- 議会運営委員会委員長（橋本久夫君） 次の資料、①のナンバー２をご覧いただきたいと思います。これは宮古市議会議員政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則ということでございます。今当局でも、押印の廃止とかそういったことが進められております。議会に関係するものとしてこの政治倫理条例施行規則についても、押印のところを削除することができることになりましたことから、このように印の欄を外して、氏名だけでできるようにする改正でございます。押印を廃止して署名だけでこれは可能だということでの改正でございます。これは市議会議長会から示されてる書式例をもとに改正を進めてきたものでございます。

- 議長（古舘章秀君） 説明が終わりました。質問がありますか。ないようですので、この件についてはこれで終わります。次に、宮古市議会会派規程の一部改正について説明願います。橋本議会運営委員会委員長。

- 議会運営委員会委員長（橋本久夫君） 次は、宮古市議会会派規程の一部を改正する分で、これは改正前は会派届を出すときに議長に提出することになっておりましたが、改めてその一般選挙、もう議長が選挙されるまでの間に会派届が出される場合に、まだ議長が決まってないこともありますので、その場合、会派結成届については、議会事務局長に提出するというで改正をしたいものでございます。以上です。

- 議長（古舘章秀君） 説明が終わりました。質問があれば挙手願います。なければこの件については、これで終わります。次に、政務活動費使途基準の申し合せ事項の改正についてを説明願います。橋本議会運営委員会委員長。

- 議会運営委員会委員長（橋本久夫君） 今皆様にお手元に資料が渡ったかと思います。政務活動費使途基準の申し合せ事項といたしまして、今般、このタブレットの端末に係る月額通信費をどっかに明記しなければならんということで加えるものでございます。様々な研究、研修とかいろんな資料購入とかいろんなものにまたがっておりますが、全体的なことを踏まえて、最後にありますその他の経費の部分に、議会タブレット端末に係る月額通信費のうち３分の１相当を、ここに加える申し合せ事項として加えていきたいということでの考え方

でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（古舘章秀君） 説明が終わりました。この件について何か質問あれば挙手願います。松本尚美君。

○17番（松本尚美君） 基本的には私は反対なんですが、政務活動費に支出を認めるっていうのは基本的には反対です。これ前に議論して結論が出たので、何ともしようがないのかもしれませんが、意見は意見として申し上げておきたいですけども、この3分の1相当額っていうのは、月掛ける12ということになるのかもしれませんが、年額で参考までに確認なんですけど、幾らですか。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（橋本久夫君） 月額で1,500円前後、みております。

○議長（古舘章秀君） ほかにございませんか。なければこの件について質問を終わります。以上で説明が終わりましたが、委員会条例の改正につきましては、本会議での議決が必要でございますので、3月16日の定例会最終日に議会運営委員会からの発議案として付託を省略して審査することとしたいと思いますが、皆様、異論はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘章秀君） 異議なしと認めます。なければこの件についてはこれで終わります。

○

協議事項（２）ロシアのウクライナ軍事侵略を非難し即時撤退を強く求める決議について

○議長（古舘章秀君） 次に協議事項の２、ロシアのウクライナ軍事侵略を非難し即時撤退を強く求める決議について説明願います。橋本議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（橋本久夫君） これも皆様のお手元に資料が配付されているかと思います。昨今のこの現状を鑑みまして、当議会としても何らかの意思表示をしなければならないのではないかとということで、議会運営委員会のほうで様々な協議を重ねてまいりました。その結果、ロシアのウクライナ軍事侵略を非難し即時撤退を強く求める決議として、決議文をこのように発議させていただきたいなということで、このように案を示させていただいたところでございます。改めて決議案を朗読させていただきます。2月24日、ロシアは国際社会の声を無視し、ウクライナへの軍事侵略を開始した。今回の行動は、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害する明白な国際法違反であり、国連憲章に反するものである。法の支配に基づく国際秩序の根幹を揺るがすものであり、断じて容認出来ない。さらに、核兵器で国際社会を威嚇し、核戦争の危惧を抱かせていることは、唯一の戦争被爆国として到底見逃すことが出来ないものである。世界の平和と安定に大きく貢献、寄与すべき立場にある国連安全保障理事会の常任理事国であるロシアの暴挙によって、幼い子どもを含む多くのウクライナ国民が犠牲になり、戦火を逃れて国外に避難する事態が生まれている。宮古市議会は、ロシアによる軍事侵略に強く抗議し、非難の意を強く表明するとともに、ロシア軍の即時・完全・無条件の撤退を強く求める。日本国憲法が掲げる平和主義、宮古市の「非核平和都市宣言」（平成18年）に基づく、人類の共通の願いである世界の恒久平和の実現を強く訴えるものである。以上決議とする。という案でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（古舘章秀君） 説明が終わりました。この件について何か質問あれば挙手願います。松本尚美君。

○17番（松本尚美君） 決議案とすれば、別にいいと思いますが、他の県議会、47都道府県それぞれ決議文を採択していると思うんですが、市議会等々でもやっていると思うんですが、これは単に決議しているっていうだけですよね。どちらかに、どこかに送付してるっていうことではない。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（橋本久夫君） これはあくまでも決議としての表明を意思するものであって、送付にはなりません。

○議長（古舘章秀君） 松本尚美君。

○17番（松本尚美君） もちろんこの中には、宛先が示されてないのですね。何らかの形っていいですか、どんなものなんですかね、調査しましたか。

○議長（古舘章秀君） 竹花副委員長。

○議会運営委員会副委員長（竹花邦彦君） 決議の意味合いについては、今橋本委員長のほうから申し上げましたとおり、議会がこの意思形成行為、政治的な効果等を期待して議会と意思を発信をするというものであります。法的な拘束力はないわけではありますが、ただ、私の見たのは兵庫の県議会等では、決議文を衆議院、参議院の議長あるいはロシアの関係領事館等に送っている例はあるようであります。だから送れないというわけではありませんが、宮古市議会とすれば、いろいろこれも議論をさせていただきましたが、決議ということで特段、例えばロシアの大使館等に送るということまではいいのではないかという結論に議会運営委員会内部ではそういう意思統一が出来たということでございますので、議会での決議、対外的なそういった表明をするという形にとどめたいというのが、議会運営委員会の内部での議論で、全く送れないというわけではありません。

○議長（古舘章秀君） 松本尚美君。

○17番（松本尚美君） 議会運営委員会の中では、早い話自己満足みたいな雰囲気ですが、要はこれをしっかりと中身をやっぱり何らかの形でロシアに伝える必要がある、ただ受け取る、受け取らないもいろいろあるかもしれませんが、今、竹花副委員長が言ったように、領事館なり大使館なりですね。そういったのがそこだけでないのかもしれませんが、いずれ一番大使館というのが1番ね。これは、ロシアの国として日本の窓口っていいですか、あるわけですから、少なくとも大使館宛。本国に送るということは難しいだろうと思いますけれども、大使館あてに送付するっていうのもいいのではないのかな。すべきじゃないのかなと。議運さんの判断は判断としてもですね。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（橋本久夫君） 皆さんの意見としてそういうことでやっぱりそうすべきだとなれば、それはもちろんやる方向でも考えたいと思いますが、議運ではそういう議論で、もし皆さんが言ったらそういうこともやっぱり対応しよう。ただし、過去の宮古市の決議の事例を見たとき、北朝鮮のミサイル発射に対しても出しているみたいです。決議文を。ただ、それが送付されたかどうかは確認とれてないんですよ。そういう事例も見たんで、どうなんだろうなということで、内部で議論、委員会で議論したんで、もしそれが必要があれば、もちろん大使館なのかまたどっかなのか送付は皆さんの意思で進めることができれば、ありうる話だと思います。

○議長（古舘章秀君） 松本尚美君。

○17番（松本尚美君） 諮っていただきたい。私は冗談じゃなくて、これベラルーシ含めてですね。もう強い抗議をやっぱり示す必要があるんじゃないか。ただそれが今別に拘束力が求めているわけでも当然ないんですけども、やはり日本の国、国民とすれば、現状を看過出来ないということであれば、やっぱり直接議決、決意の伝える手段を諮っていただきたい。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（橋本久夫君）　今松本委員ご意見はそのとおりだと思いますので、ただ本当にこの決議文がまずこれでいいかどうかを確認していただいて、ベラルーシの問題も出たんですけども、そこまで書かなくても私ども議論したんですが、やっぱりロシアっていうものをやはりこう強く非難することによってそれはベラルーシまでつながっていくんじゃないか。いろいろこう書き込むと、なかなか散漫になってしまうのでまず今回こういうふうな形で決議文を決めさせていただいた。まずこれでいいかどうかということを、ご理解願いたいんですが。

○議長（古舘章秀君）　落合久三君。

○16番（落合久三君）　私は中身はいいと思います。あとは松本委員の意見に私も賛成です。やっぱり、領事館でなく、やっぱりロシアを代表して日本に駐在してきているのは大使館ですから、そこに郵送でも構わないわけですので、やっぱり送ったほうがいいと。それが多くの市民の感情だと思います。

○議長（古舘章秀君）　佐々木重勝君。

○11番（佐々木重勝君）　私は議運での協議経過部分をお聞きしたいと思います。字句の関係ですいません。新聞なりテレビ報道では、侵攻という部分で表現しておりますが、侵略という言葉を使った背景をお聞きしたいし、侵略にちょっと無理があるなという部分は、1ページ目の軍事侵略を開始した。ここはここだけはやっぱり侵攻を使うべきじゃないかなと思って今質問しましたが、その辺説明願います。

○議長（古舘章秀君）　竹花副委員長。

○議会運営委員会副委員長（竹花邦彦君）　私のほうから説明をさせていただきます。その点も議会運営委員会で議論があったところでございます。多くのところは軍事侵攻という表現を使っているが、この軍事侵略という表現が適当かどうかというところであります。我々議会運営委員会とすれば、一つは、侵攻と侵略の違いは何だということも含めて、侵略というのは様々収奪行為を含む、という状況もありましたけれども、一番の意図は、強い意思で非難をするという意味で、まさに侵略行為だと。いうことに尽きるわけであります。したがって、ここは宮古市議会とすれば、軍事侵攻ともう既に侵略行為に値をする。我々とすればそういう判断をして、多くの方が犠牲になっているし、様々な収奪等々も見られるということでここは侵略という言葉をあえて強く使わせていただいて、そういう意味での強い非難で抗議をするという意味に尽きるというふうに理解をお願い申し上げたいと思います。

○議長（古舘章秀君）　藤原光昭君。

○19番（藤原光昭君）　今、副委員長からも説明あったように、今のウクライナの状況であれば、当初であれば侵攻と、これが妥当かなと思ったんですけど、当初の軍隊とか、設備のそういうとこだったんでもう医療機関までやっているという状況になって、これ侵略でもう今の時点ではいいんじゃないかな。文面ではこれでいいと思います。それから、これをここだけの決議に終わらないということに対しては、さっきお2人が言ったように、私も2人の考え方に同感をいたします。

○議長（古舘章秀君）　ただいま先ほど議会運営委員長のほうからも、皆さんの意向によって判断するという説明がありましたが、この件についてご意見をいただきたいと思います。ここは賛否をとるものではないという合議体ですので…加藤俊郎君。

○18番（加藤俊郎君）　3名の意見、私も賛成です。それで1点ですけども、核兵器で国際社会を威嚇し、核戦争の危惧を抱かせていることは、唯一の戦争被爆国として到底見逃すことが出来ない。そのとおりなんですけれども、最近の論調だと生物化学兵器の件も取り沙汰されているっていう状況の中で、核兵器だけではな

くて何ていうんですか、国際法違反なんですけど、国際法違反。使っちゃいけないっていうような、その表現も必要なのかなと思っていましたけれども、一応、議会運営委員会で相談していただいて、この表現でいいのかどうか。私が言ったこと、国際法違反っていうことはどうなのかということを協議の上、よろしく願いたいと思います。

○議長（古舘章秀君） 竹花副委員長。

○議会運営委員会副委員長（竹花邦彦君） ご意見ありがとうございました。様々議会運営委員会では、原発に対する広域の問題等々も含めて、そういった文言を盛り込む必要があるのではないかという議論もございましたが、いろいろ状況の変化もあるし、市民の皆さんも大体状況が、日々変化、様々問題が出ていることについて理解をしているので、議会運営委員会とすれば、ここの核戦争というところにとどめ、足りるのではないかと。今加藤委員のほうから生物化学兵器の問題もありましたが、そういったこといろんな状況によってまたこういった部分出てくるので、大体そこについては、核兵器等のところにとどめていいのではないかという結論に達したところでございます。したがっていろいろと、もう状況変化が出てきていますので、そのたびに文言を整理したりするのも大変ですので、何とかそこら辺はそういうところでご理解をいただけないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古舘章秀君） ほかにありませんか。松本議員の提案以外の意見がある方は、挙手を願いたいと思います。長門議員。

○14番（長門孝則君） この決議文を大使館に送付すると。これは私ちょっと外交問題に発展する心配はないのかなと。国内であれば特に問題ないんですが、外交問題になるという心配があるもんですから、他の市町村なり県なり、それぞれみんな決議しているようなんですが、ほかの状況も、国を含めて外交問題の心配がありますんで、やっぱりその辺の状況を国のほうから聞いてみるっていうか、その必要があるんでないかなあと。ただ宮古市が単独で大使館に送付することがどうなのかなと。この決議文は送付したいという気持ちは私も変わらないんですが、ただ、今言ったように外交問題に発展するという心配があるもんですから、その辺の状況をちょっと調べたほうがいいんじゃないかなと思います。

○議長（古舘章秀君） 橋本議会運営委員長。

○議会運営委員長（橋本久夫君） 長門委員のご意見でございますが、状況も取りあえずは調べておりました。先ほど竹花委員も示しましたし長崎県の被曝した関係でそちらのほうではやっぱり直接何かを送付してっていう例が挙げられております。全部全部、私どもが調べたわけではないんですが、取りあえず送付している例が明らかに出ております。でするので、出せるものであるっていう認識はもちろん持っておりましたので。

○議長（古舘章秀君） 長門議員。

○14番（長門孝則君） 直接大使館のほうに送付しても問題ないようであれば、送付していいんでないかなと私は思います。以上です。

○議長（古舘章秀君） そのほかございませんか。この件につきましては、松本議員の案以外の意見がないようでございますので、この件については議会運営委員会で判断をし、決定させていただきたいと思いますが、よろしいですか。どこに出すかっていう議論を含めて、出すのには異議がないということですので、その扱いについては議会運営委員会に…。

○議会運営委員長（橋本久夫君） 判断するのは、今皆さんの合意がとれたと思うんで、どういうこう手続とか、流れが出てくると思うんで。

○議長（古舘章秀君） 今後の扱いがありますので。では竹花副委員長。

○議会運営委員会副委員長（竹花邦彦君） それでは今日議論を踏まえて皆さんのほうからロシア大使館のほうへ。最終日決議案を提出して、全会一致で願わくば採択をいただきたいというふうに思っております。採択をされた暁には、ロシア大使館あてに送付をさせていただくと。具体的な手続等については、今議長がおっしゃったようにお任せいただきたいのですが、ロシア大使館に決議案を送付をするという取扱いで進めさせていただきたいというふうに思いますが、そういうことでよろしいですか。いいですか。

○議長（古舘章秀君） ただいま議長が代わったような感じでございますが、いずれについても文面も若干変わってきますので、この件については議会運営委員会に一任していただきたい。宛先とかのこの内容が変わってきますので、文面というか様式というか、この皆さんに説明した資料どおりにはならないということ。それらを含めて議会運営委員会に任せていただきたいのと、このようにお諮りするものでございますが、駄目ですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘章秀君） 異議なしと認めます。それではこの件につきましてはこれで終わります。今定例会議中に本案が議案として提出されますので、会議規則35条2項に則りまして、委員会への付託は行わず、3月16日の定例会議最終日に本会議で審議することとしたいと思いますが、皆様、異論はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘章秀君） 異議なしということでございますので、この件についてはこれで終わります。

○

協議事項（３）政務活動費に関する課題の整理について

○議長（古舘章秀君） 次に協議事項の３、政務活動費に関する課題の整理について説明願います。橋本議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（橋本久夫君） 次に政務活動費に対する課題についてということで、皆様にお示しをしたいと思います。この件につきましては、政務活動費のあり方について、先般、全議会議員を対象にアンケート調査を行ったものでございます。その結果の分析が出ましたので、それについて報告するものでございます。若干読み上げながら、分析の結果について、課題について皆様に報告差し上げたいと思います。まず問１で投げかけました政務活動費問題点の要点について、アンケート調査を行った結果でございます。これに関してどういった点に問題があったかと考えるかということで、自由記述で回答をいただいております。回答には、一定の傾向がありましたので、見える化できるよう、同所の回答はできる限りまとめるため、このように下にあります３つの大分類と10の小分類に分けて集計を行ったところでございます。その結果、１番目に多かったのが、議員が原因の分類の中で、議員のところに丸がついていてナンバー１になりますが、議員が年度や任期を超えて報告書を配付したことに課題があるんじゃないか。次２番目、使途基準に曖昧さや不備があり解釈の違いが生じたこと、これは制度に関するものでございます。３番目、報告書配付の計画提出や、事後の完了確認が出来なかったこと、これも制度の問題だということでまず上位の１、２、３がこのような形で、回答があったものでございます。これの結果から、多くの議員が年度や任期といった期間を超えて、報告書の配布を行ったことを問題として考えていることがわかります。また、次いで使途基準の曖昧さ配布に当たっての事前計画や事業の確認というチェック体制も問題となっております。そのほか複数回答として年度末の時期の大量発注、印刷単価のばらつきを問題視する記述も見られたことでございます。まず、問題点についての皆様の回答をこのように要約をさせていただきました。次に、２点目の改善点についてでございます。設問２では、必要な改善に

ついて選択肢で問いかけてみました。結果は次のとおりです。得票数がナンバー１からいくと、単年度内での事業完了の義務づけが11票。それから、ナンバー２が配布先・部数等の報告の義務づけが10票。ナンバー３が選挙期間中の政務活動費での広報の制限が13票ということで、上位のこの１、２、３、10票以上のことがこのような改善策として望まれるということでの結果でございます。またいずれこれらの改善性はある程度有効なものとして考えることがわかってくるわけでございますが、その他に属する意見として、発注業者に基準を設ける。政務活動費による広報発行を選挙期間の前後１か月程度は制限したほうがよい、とする具体的な記述も見られました。続いて３番目の設問でございます。広報費以外の政務活動費については、使途基準のうち広報費以外の使途について見直しや改善の必要性を問いかけております。広報費以外の六つの使途基準のうち、最も票が集中したのは資料購入費であり、中でも新聞の購読料については、いわゆる一般紙と言われる、一般家庭でも購読している新聞紙について、様々な意見が出されております。次に４番目、推進体制。これは今後どういうふうに課題について協議していくかということでございます。設問４として選択肢と自由記述の組合せによって、政務活動費の見直し、改善をする場合の推進体制についてを問いかけてみました。その場合、選択肢として議会運営委員会、それから会派代表者会議等が上位の得票でございました。特別委員会の設置については、１票のみということでございます。自由記述では、推進体制について、議会や議員に関わる協議、決定は議運で行うことが基本とする意見がある一方で、少数会派の意見集約、意見反映が課題として、会派代表者会議における合意形成を重視する意見もございました。続いて設問の５でございます。政務活動費の在り方、そのほかの意見についてでございます。これについては、自由に意見を記述してもらいました。政務活動費や議員報酬の金額への意見が多く見られ、その多くが現在の金額を不足とする趣旨のものでございました。また、政務活動費をなくして議員報酬へ一本化するという意見もございました。それでは結びということで、この報告書により、政務活動費（広報費）についての課題の整理としたいと思います。今後の見直しと具体化については、実際にこれを運用することとなる第６期の新議会に委ねるものとしつつ、本報告会を端緒として、さらなる透明性と公平性の向上を図っていただくよう、直に申し送りしたい旨の報告をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（古舘章秀君） 説明が終わりました。この件について何か質問あれば挙手願います。なければ、この質問はこれで終わります。予定しておりました事項を全て終了いたしました。その他に移ります。皆さんから何かございますか。事務局長。

○議会事務局長（下島野悟君） 事務局から２点連絡させていただきます。あさっての本会議最終日でございますが、改選期ということもありますので、４年に１度の集合写真を議員全員と当局側、市長、副市長、教育長交えての集合写真を撮りたいと思っております。時間ですけれども、本会議終了後ということで、委員会室を予定しております。なお、本会議が仮に午後までかかった場合ですが、そのときには、昼食時間12時からの数分間を利用して撮りたいと思っております。あとその写真撮影終了後ですが、当局からの定年退職の部長の紹介をしたいという申入れがございますので、写真撮影が終わりましたら、また議場のほうに戻っていただきたいと思います。あと、あさって本会議前に9時15分から議員全員協議会がありますので、よろしく願いいたします。内容は人事案件の説明でございます。

○議会事務局次長（前川克寿君） 私のほうからも、連絡事項ということで２点連絡をさせていただきます。一つは政務活動費ですけれども、毎年３月末締めということで、政務活動費の報告を上げていただいております。今年も３月末日近づいておりますので、使用した方、記録を整理していただいて、事務局のほうに提出をお願い

いいいたします。それと、今年度からですけれども、いつもと違う点がタブレット端末の通信費ですね。先ほどもお話が出ましたが、このことがございますので、ほかに使途がない場合でも、通信費のほうを適用させたいという場合がございましたら、申請がまだの方は申請のところから、手続をしていただきたいと思います。これが1点目です。2点目の連絡としまして、今日は読売新聞さんの調査を配付させていただきましたけれども、先に出ておりました岩手日報さんからの調査のほうも、まだ提出がない方っていうのがいらっしゃるようで、16日最終日までに議会事務局のほうにお預けいただいたら、岩手日報さんのほうではここに取りに参りますということで、伝言というわけではないですけども、話をいただいておりますので、まだ未提出の方で、議員さん、記者さんのほう、直接やりとりしなくても、16日にここで持って来ればもう預けたいなという方がいらっしゃいましたら、最終日、事務局のほうに提出いただければ、それを伝達したいと思いますので、そちらのほうもよろしくお願いいたします。以上になります。

○議長（古舘章秀君） ほかにございませんか。なければこれをもって議員全員全員協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時08分 閉会

○

宮古市議会議長 古 舘 章 秀